

小山市男女共同参画推進条例

みんなで♥築こう♥参画社会



男女共同参画宣言都市

小山市

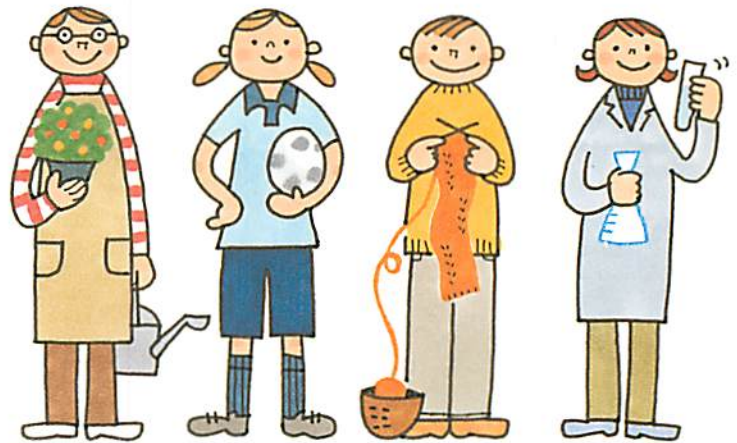
なぜ条例が必要なの？

小山市は、平成13年6月に男女共同参画都市を宣言し、男女が共に生き、心豊かで幸せに暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

しかしながら、男女の役割として固定的にとらえる意識や慣行、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力等の人権侵害が今なお存在しています。

また、少子高齢化や、情報化が進み、ライフスタイルや価値観の多様化、長引く経済不況などにより、私たちをとりまく状況が急速に変化する中で、男性も女性も、対等なパートナーとして、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野に対等に参画し、自立した個人として個性と能力が発揮できる男女共同参画を一層推進していく必要があります。

この条例は、市、市民、事業者のみなさんとが力を合わせて、男女共同参画社会の早期実現を推進し、夢と誇りをもって小山市を次世代に引き継いでいくため制定しました。



男女共同参画社会ってどうすればいいの？ (6つの基本理念)

1 男女の人権の尊重

男女が「女だから、男だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮できるようにしましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男はこうあるべき、女はこうあるべきというこれまでのしきたりや慣習にとらわれず、一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択することができるようにしましょう。

3 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな分野における方針の立案や決定の場に共同して参画できるようにしましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力して子育てや介護をしながら、それぞれの職場活動や地域活動などをできるようにしましょう。

5 男女の性についての理解と健康の確保

男女が互いの性を理解しあうとともに、安全な妊娠・出産ができるようにし、生涯を通じて身体的にも社会的にも健康な生活を送ることができるようにしましょう。

6 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会に共通する課題です。国際的な取組みと歩調を合わせながら進めていきましょう。

みんなは何をすればいいの？（責務）

市は…

- 基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 市民のみなさん、事業者、国や県、他市町村と連携し率先して、男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画・調整し、推進するために必要な措置を行います。

市民のみなさんは…

- 家庭、職場、学校、地域などの分野で、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めましょう。
- 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力しましょう。

事業者のみなさんは…

- 男女が職場における活動と家庭生活における活動や、その他の活動を両立できるよう育児、介護休暇制度に配慮する等、職場環境の整備に努めましょう。
- 個人の意欲・能力を適正に評価し、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用について、性別による差別がないように努めましょう。
- 市が行う男女共同参画を推進するための事業に協力しましょう。
- 男女共同参画の取組みについて、市長から求めがあった場合は状況報告等の協力をしましょう。

市の主な取組み（基本的施策）

基本的な計画
の策定等（7条）

市民及び事業
者の理解を深
めるための措
置（9条）

農業及び家族
経営的な商工業
等の分野におけ
る措置（11条）

施策の策定等
に当たっての
配慮（8条）

教育の分野に
おける措置等
（10条）

積極的改善措置
（12条）

調査研究
（13条）

小山市男女共
同参画推進員
（15条）

相談等への対
応（17条）

年次報告
（14条）

市の施策に対
する意見、苦
情等への対応
（16条）

やってはいけないことは？

- 性別による差別的な取扱い
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間の人権を侵害する行為等
- 公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長させる表現又は不必要な性的表現



小山市男女共同参画審議会

市の策定する男女共同参画基本計画や男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議したり、市長に意見を述べる機関です。

キーワード

① **セクシュアル・ハラスメント** 職場における行為に限定せず、あらゆる場で起こりうる行為についていいます。「性的な言動」とは、性的な冗談やからかい、意図的に性的なうわさを流すなどの発言及び性的な関係の強要、ヌードポスター、わいせつ図書の掲示、配布などの行為をいいます。「不利益を与える行為」とは、職場において、上司から望まない性的言動を受けた者が抗議を行った場合に、その者に不利益な配置転換を行うこと、指導者が生徒に性的な関係を要求して拒否されたため、指導を打ち切るなどがあげられます。

② **ドメスティック・バイオレンス** 一般的には、夫婦や恋人などの男女間における家庭内暴力をいい、過去において親密な関係にあった男女も含まれ、身体的暴力のほか暴言を浴びせる、無視する、怒鳴るなどの心理的な暴力、望まない性的行為を強要するなど性的暴力、生活費を負担しない、お金を取り上げるなど経済的暴力も含まれます。

③ **参画と参加** 参加は単に仲間に加わること。参画は単に参加するだけでなく、積極的、主体的に企画や決定に関わり、意見を反映させていくという意味があります。

④ **協働** 市、市民、事業者が自立した者として、それぞれの立場や特性を活かし役割を分担し、知恵と力を出しながら同じ目的を目指します。

⑤ **寒川尼** 小山政光の妻、朝光の母、源頼朝の乳母をつとめた女性であり、寒川尼の政治判断の下、小山氏が頼朝に味方して野木宮合戦で勝利したことにより、文治3年(1187)その功績を認められ寒川郡や網戸郷の地頭職に任ぜられました。このことは、吾妻鏡にも「小山の七郎朝光の母下野の国寒川郡並びに網戸郷を給う。これ女性たりといえども大功あるによってなり。」と記述されています。



小山市総務部男女共同参画課
〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1
TEL 0285-22-8078
FAX 0285-22-8079 d-danjyo@city.oyama.tochigi.jp
E-mail: d-danjyo@city.oyama.tochigi.jp